令和3年度能美市予算書

一般会計

特別会計

国民健康保険特別会計

後期高齢者医療特別会計

介護保険特別会計

温泉事業特別会計

企業会計

水道事業会計

工業用水道事業会計

下水道事業会計

国民健康保険能美市立病院事業会計

令和3年度能美市一般会計予算

令和3年度能美市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ22,400,00千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

- 第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
 - (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(報酬に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和3年3月4日提出

能美市長 井 出 敏 朗

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

(歳 入)			(単位:千円)
款	項	金	額
1 市 税			7, 950, 000
	1 市 民 税		2, 888, 700
	2 固定資産税		4, 082, 400
	3 軽自動車税		133, 900
	4 市たばこ税		273,000
	5 入 湯 税		4, 000
	6 都市計画税		568,000
2 地方譲与税			193,000
	1 地方揮発油譲与税		46,000
	2 自動車重量譲与税		140,000
	3 森林環境讓与稅		7, 000
3 利子割交付金			4, 000
	1 利子割交付金		4, 000
4 配当割交付金			23,000
	1 配当割交付金		23,000
5 株式等譲渡所得割交付金			22,000
	1 株式等譲渡所得割交付金		22,000

款	項	金	額
6 法人事業税交付金			66,000
	1 法人事業税交付金		66,000
7 地方消費税交付金			1, 041, 000
	1 地方消費税交付金		1, 041, 000
8 ゴルフ場利用税交付金			30,000
	1 ゴルフ場利用税交付金		30,000
9 環境性能割交付金			13,000
	1 環境性能割交付金		13,000
10 地方特例交付金			298,000
	1 地方特例交付金		65,000
	2 新型コロナウイルス感染症対策		233,000
	地方税減収補てん特別交付金		
11 地方交付税			4, 100, 000
	1 地方交付税		4, 100, 000
12 交通安全対策特別交付金			3, 300
	1 交通安全対策特別交付金		3, 300
13 分担金及び負担金			263, 903

款	項	金	額
	1 分 担 金		4, 856
	2 負 担 金		259,047
14 使用料及び手数料			276,779
	1 使 用 料		185,603
	2 手 数 料		91, 176
15 国庫支出金			2, 511, 034
	1 国庫負担金		1, 749, 535
	2 国庫補助金		751, 568
	3 国庫委託金		9, 931
16 県支出金			1, 108, 710
	1 県負担金		691, 237
	2 県補助金		279, 486
	3 県委託金		137, 987
17 財産収入			15, 564
	1 財産運用収入		12,683
	2 財産売払収入		2, 881
18 寄 附 金			63, 596

款	項	金額	
	1 寄 附 金	63, 59	6
19 繰 入 金		919, 65	3
	1 基金繰入金	917, 42	8
	2 特別会計繰入金	2, 22	5
20 繰 越 金		50,00	0
	1 繰 越 金	50,00	0
21 諸 収 入		556,72	1
	1 延滞金、加算金及び過料		2
	2 預金利子	7	0
	3 貸付金元利収入	300,00	0
	4 受託事業収入	29, 51	6
	5 雑 入	227, 13	3
22 市 債		2,890,74	0
	1 市 債	2,890,74	0
歳	合 計	22,400,00	0

(歳 出) (単位:千円)

款	項	金	額
1 議 会 費			207, 269
	1 議 会 費		207, 269
2 総 務 費			2, 020, 281
	1 総務管理費		1, 574, 801
	2 徴 税 費		260, 141
	3 戸籍住民基本台帳費		84, 595
	4 選 挙 費		80, 571
	5 統計調査費		2, 992
	6 監査委員費		17, 181
3 民 生 費			8, 388, 787
	1 社会福祉費		3, 869, 526
	2 児童福祉費		4, 228, 080
	3 生活保護費		291, 141
	4 災害救助費		4 0
4 衛 生 費			2, 076, 991
	1 保健衛生費		1, 294, 110
	2 環境衛生費		184, 589

款	項	金	額
	3 清 掃 費		598, 292
5 労 働 費			26, 294
	1 労働諸費		26, 294
6 農林水産業費			486, 795
	1 農 業 費		436, 137
	2 林 業 費		50, 191
	3 水産業費		4 6 7
7 商 工 費			461, 555
	1 商 工 費		461, 555
8 土 木 費			1, 928, 011
	1 土木管理費		157,019
	2 道路橋りょう費		663, 867
	3 河 川 費		21,032
	4 都市計画費		1, 025, 253
	5 住 宅 費		60,840
9 消 防 費			950, 435
	1 消 防 費		950, 435

款	項	金	額
10 教 育 費			2, 671, 970
	1 教育総務費		424, 889
	2 小学校費		337,000
	3 中学校費		174,627
	4 社会教育費		909, 269
	5 保健体育費		826, 185
11 災害復旧費			2 5 0
	1 災害復旧費		2 5 0
12 公 債 費			2, 824, 935
	1 公 債 費		2, 824, 935
13 諸支出金			3 3 6, 4 2 7
	1 基 金 費		3 3 6, 4 2 7
14 予 備 費			20,000
	1 予 備 費		20,000
歳 出	合 計		22, 400, 000

第2表債務負担行為

事項	期間	限度額
能美市土地開発公社に対する債務保証	令和3年度	金融機関が能美市土地開発公社に事業資金40億円を貸し付けたことに係る債務保証については、支払い完了までの期間に対し年利5%以内の割合で算定される利子相当額を加算した額を限度とする
防災情報伝達システム整備事業	令和4年度から 令和5年度まで	1, 100, 000千円
固定資産税評価替支援業務	令和4年度から 令和5年度まで	7,117千円
健康福祉センター施設改修事業	令和4年度	235, 000千円

第3表地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法							
	千円				3						
公共事業等	171, 200										
学校教育施設等整備事業	3, 100										
一般廃棄物処理事業	13, 700		5.0%以内(た 件により、銀行 だし、利率見直し は、その債権者 方式で借り入れる する。ただし、 場合は、当該見直 り据置期間及び し後の利率) し、もしくは繰								
一般補助施設整備等事業	53, 500			アレロア 次 人 フェーン・マーント フェス 戸山 次 タ							
施設整備事業 (一般財源化分)	11,500			政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものと							
地域活性化事業	386, 800	普通貸借又は 証券発行		する。ただし、市財政の都合によ り据置期間及び償還期間を短縮							
緊急防災・減災事業	189, 600				し、もしくは繰上償還又は低利債に借換することができる。						
公共施設等適正管理推進事業	431, 100										
緊急自然災害防止対策事業	24, 200										
臨時財政対策債	1, 300, 000										
借換債	306, 040										
計	2, 890, 740										

議案第16号

令和3年度能美市国民健康保険特別会計予算

令和3年度能美市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,546,000千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、300,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

- 第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
 - (1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和3年3月4日提出

能美市長 井 出 敏 朗

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

(歳 入)

款	項	金	額
1 国民健康保険税			897, 542
	1 国民健康保険税		897, 542
2 使用料及び手数料			1 0
	1 手 数 料		1 0
3 県支出金			3, 284, 541
	1 県負担金・補助金		3, 284, 541
4 財産収入			7 1 9
	1 財産運用収入		7 1 9
5 寄 附 金			1 0
	1 寄 附 金		1 0
6 繰 入 金			362,064
	1 一般会計繰入金		311,824
	2 基金繰入金		50,240
7 繰 越 金			1 0
	1 繰 越 金		1 0
8 諸 収 入			1, 104
	1 延滞金加算金及び過料		1, 040

款	項	金	額
	2 預金利子		1 0
	3 雑 入		5 4
歳	合 計		4, 546, 000

(歳 出) (単位:千円)

款	項	金	額
1 総 務 費			70,864
	1 総務管理費		64,699
	2 徴 収 費		6, 016
	3 運営協議会費		1 4 9
2 保険給付費			3, 208, 898
	1 療養諸費		2, 792, 212
	2 高額療養費		402, 520
	3 移 送 費		6 0
	4 出産育児諸費		10,506
	5 葬祭諸費		3, 600
3 国民健康保険事業費納付金			1, 201, 369
	1 医療給付費分		836, 937
	2 後期高齢者支援分		271, 547
	3 介護納付金分		92,885
4 共同事業拠出金			1 0
	1 共同事業拠出金		1 0
5 保健事業費			53, 857

款	項	金	額
	1 保健事業費		18,005
	2 特定健康診査等事業費		35, 852
6 基金積立金			7 1 9
	1 基金積立金		7 1 9
7 公 債 費			5 0 0
	1 公 債 費		5 0 0
8 諸支出金			8, 783
	1 償還金及び還付加算金		3, 808
	2 繰 出 金		4, 975
9 予 備 費			1,000
	1 予 備 費		1, 000
歳 出	合 計		4, 546, 000

議案第17号

令和3年度能美市後期高齢者医療特別会計予算

令和3年度能美市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ661,000千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、35,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

- 第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
 - (1)後期高齢者医療広域連合納付金の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間 の流用

令和3年3月4日提出

能美市長 井 出 敏 朗

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

(歳 入)

款	項	金	額
1 保 険 料			521,011
	1 後期高齢者医療保険料		521,011
2 使用料及び手数料			2 0
	1 手 数 料		2 0
3 寄 附 金			1 0
	1 寄 附 金		1 0
4 繰 入 金			139,449
	1 一般会計繰入金		139, 449
5 繰 越 金			1 0
	1 繰 越 金		1 0
6 諸 収 入			5 0 0
	1 延滞金及び過料		2 0
	2 償還金及び還付加算金		4 5 0
	3 雑 入		3 0
歳	合 計		661,000

(歳 出) (単位:千円)

款	項	金	額
1 総 務 費			9, 495
	1 総務管理費		577
	2 徴 収 費		8, 918
2 後期高齢者医療広域連合納付金			650, 995
	1 後期高齢者医療広域連合納付金		650, 995
3 諸支出金			4 6 0
	1 償還金及び還付加算金		4 5 0
	2 繰 出 金		1 0
4 予 備 費			5 0
	1 予 備 費		5 0
歳 出	合 計		661,000

議案第18号

令和3年度能美市介護保険特別会計予算

令和3年度能美市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,525,200千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、300,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

- 第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
 - (1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和3年3月4日提出

能美市長 井 出 敏 朗

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

(歳 入)

款	項	金	額
1 保 険 料			1, 039, 351
	1 介護保険料		1, 039, 351
2 使用料及び手数料			4 2
	1 手 数 料		4 2
3 国庫支出金			989, 753
	1 国庫負担金		756, 105
	2 国庫補助金		233,648
4 支払基金交付金			1, 172, 277
	1 支払基金交付金		1, 172, 277
5 県支出金			653, 484
	1 県負担金		618, 664
	2 県補助金		34,820
6 財産収入			1 0
	1 財産運用収入		1 0
7 寄 附 金			1 0
	1 寄 附 金		1 0
8 繰 入 金			670, 117

款	項	金	額
	1 一般会計繰入金		670, 117
9 繰 越 金			3 0
	1 繰 越 金		3 0
10 諸 収 入			1 2 6
	1 延滞金、加算金及び過料		4 0
	2 預金利子		1 0
	3 受託事業収入		1 0
	4 雑 入		6 6
歳	合 計		4, 525, 200

(歳 出) (単位:千円)

款	項	金	額
1 総 務 費			73,899
	1 総務管理費		38,662
	2 徴 収 費		4, 047
	3 介護認定審査会費		31, 190
2 保険給付費			4, 230, 000
	1 介護サービス等諸費		3, 913, 400
	2 介護予防サービス等諸費		92,000
	3 その他諸費		2, 600
	4 高額介護サービス等費		87, 500
	5 高額医療合算介護サービス等費		12,600
	6 特定入所者介護サービス等費		121, 900
3 財政安定化基金拠出金			1 0
	1 財政安定化基金拠出金		1 0
4 地域支援事業費			220, 102
	1 介護予防・生活支援サービス事		111, 733
	業費		
	2 包括的支援事業・任意事業		108, 369

款	項	金	額
5 基金積立金			1 0
	1 基金積立金		1 0
6 公 債 費			4 0
	1 公 債 費		4 0
7 諸支出金			939
	1 償還金及び還付加算金		939
8 予 備 費			200
	1 予 備 費		200
歳 出	合 計		4, 525, 200

令和3年度能美市温泉事業特別会計予算

令和3年度能美市の温泉事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14,600千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000千円と定める。

令和3年3月4日提出

能美市長 井 出 敏 朗

(能美市温泉事業特別会計)

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

(歳 入)

款	項	金	額
1 使用料及び手数料			8, 891
	1 使 用 料		8, 891
2 財産収入			1, 436
	1 財産運用収入		1 2
	2 財産売払収入		1, 424
3 繰 入 金			4, 263
	1 基金繰入金		4, 263
4 繰 越 金			1 0
	1 繰 越 金		1 0
歳	合 計		14,600

(歳 出) (単位:千円)

款	項	金	額
1 温泉事業費			14, 588
	1 温泉事業費		14, 588
2 諸支出金			1 2
	1 基 金 費		1 2
歳出	合 計		14,600

議案第20号

令和3年度能美市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和3年度能美市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数

19,856戸

(2) 年間総配水量

6, 9 7 6, 2 3 0 m³

(3) 一日平均配水量

 $19, 112 \,\mathrm{m}^3$

- (4) 主要な建設改良事業
- - 1. 配水施設拡張事業
 - 2. 配水管改良事業
 - 3. 施設改良事業
 - 4. 営業設備費

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

第1款 水道事業収益 第1項 営業 収益 第2項 営業外収益	収	入	1,065,800千円 921,847千円 143,953千円
第1款 水道事業費用 第1項 営業費用 第2項 営業外費用 第3項 特別 損失	支	出	939,400千円 839,090千円 99,910千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 381,800千円は、過年度分損益勘定留保資金162,302千円、減債積立金200,000千円、 当年度分消費税資本的収支調整額19,498千円で補填するものとする。)。

	収	入	
第1款 資 本 的 収 入			238,800千円
第1項 企 業 債			216,000千円
第2項 工事負担金			6,200千円
第3項 分 担 金			16,600千円
	支	出	
第1款 資 本 的 支 出			620,600千円
第1項 建設改良費			240,500千円
第2項 企業債償還金			380,100千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
配水管改良事業	183,200千円	年度とする。 たた	年5.0%以内 (ただし、利率見直 し方式で借り入れる 場合は、当該見直し 後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、市財政の都合に
施設改良事業		又は一部を翌年度に 繰り越して借り入れ		より据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利債に借換することができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

- 第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用できる場合は、次のとおりと定める。
 - (1) 第1款水道事業費用のうち第1項営業費用、第2項営業外費用、第3項特別損失に係る予算額に過不 足を生じた場合における項間の流用。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

- 第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費を その経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。
 - (1) 職員給与費

41,236千円

(たな卸資産の購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、15,000千円と定める。

(他会計からの補助金)

第10条 水道事業に助成するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、45,100千円と定める。

(重要な資産の取得)

第11条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

(1)	取得する資産	種類	名 称	数量
1.	配水管改良事業	構築物	配水管	$\phi 50 \sim 150 \text{ L} = 1,806.0 \text{ m}$
2.	施設改良事業	機械及び装置	配水施設	一式
3.	営業設備費	IJ	メーター	一式

(2)	処分する資産	種類	名 称	数量
		構築物	配水管	$\phi 50 \sim 150 \text{ L} = 1,806.0 \text{ m}$
		機械及び装置	配水施設	一式
		IJ	メーター	一式

令和3年3月4日提出

能美市長 井 出 敏 朗

議案第21号

令和3年度能美市工業用水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和3年度能美市工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)	給水事業所数		11社
(2)	年間総配水量	辰口寺井地区工業用水道	15,938,400 m ³
		根上地区工業用水道	$3, 2 1 0, 0 0 0 \text{ m}^3$
(3)	一日平均配水量	辰口寺井地区工業用水道	$4\ 3,\ 6\ 6\ 7\ \mathrm{m}^{^3}$
		根上地区工業用水道	8,795 m³
(4)	主要な建設改良工事	辰口寺井地区工業用水道事業施設改良事業	

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

辰口寺井地区工業用水道事業施設拡張事業 根上地区工業用水道事業施設改良事業

第1款 辰口寺井地区工業用水道事業収益	361,500千円
第1項 営業収益	305,680千円
第2項 営業外収益	55,820千円

第2款 根上地区工業用水道事業収益	103,500千円
第1項 営 業 収 益	101,310千円
第2項 営業外収益	2,190千円
支 出	
第1款 辰口寺井地区工業用水道事業費用	307,600千円
第1項 営業費用	284,662千円
第2項 営業外費用	22,938千円
第2款 根上地区工業用水道事業費用	96,300千円
第1項 営業費用	79,190千円
第2項 営業外費用	17,110千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 148,700千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額27,164千円、過年度分損益 勘定留保資金119,406千円、当年度分損益勘定留保資金130千円及び減債積立金2,000千円で 補てんするものとする。)。

	収	入	
第1款 辰口寺井地区工業用水道事業資本的収入			280,000千円
第1項 企業債			280,000千円
第2款 根上地区工業用水道事業資本的収入			17,000千円
第1項 企業債			17,000千円

支 出

第1款 辰口寺井地区工業用水道事業資本的支出

第1項 建設改良費

第2項 企業債償還金

363,100千円

281,700千円

81,400千円

第2款 根上地区工業用水道事業資本的支出

第1項 建設改良費

第2項 企業債償還金

82,600千円

17,100千円

65,500千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債	の	目	的	限	度	額	起債の方法	利 率	償還の方法
辰口寺井地 (施設	業				7,50	0千円	証書借入 借入時期は令和3年 度とする。ただし、エ	(ただし、利率見直し	政府資金その他借入先 の融資条件による。ただ し、企業財政の都合によ り据置期間及び償還期限
辰口寺井地 (施設	区工業 業 拡 張				2,50		事の進捗状況等により	について、利率の見直 しを行った後において は、当該見直し後の利	を短縮し、若しくは繰上 償還又は低利に借り換え
根上地区立				1 7	7,00	0千円	きる。	1 -1-)	

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、100,00千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

- 第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用できる場合は、次のとおりと定める。
 - (1) 第1款辰口寺井地区工業用水道事業費用及び第2款根上地区工業用水道事業費用の同一款内の間のうち第1項 営業費用及び第2項営業外費用に係る予算額に過不足を生じた場合における項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその 経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 28,890千円

(他会計からの補助金)

第9条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりと定める。

(1) 辰口寺井地区工業用水道事業・第二

10,000千円

(重要な資産の取得)

第10条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種 類

名 称

数量

(1) 取得する資産

機械及び装置

機械電気設備

一式

令和3年3月4日提出

能美市長 井 出 敏 朗

議案第22号

令和3年度能美市下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和3年度能美市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 公共下水道事業

(1)	接続戸数	16,765戸
(2)	水洗化人口	43,307人
(3)	年間総処理水量	5,510,000 m ³
(4)	一日平均処理水量	15,096 m ³
(5)	主要な建設改良事業	
	イ 下水道管渠の延伸及び管渠施設の耐震化	76,900千円
	ロ 流域下水道事業の建設に要する経費の負担	30,300千円

2 農業集落排水事業

(1)	接続戸数	767戸
(2)	水洗化人口	1,984人
(3)	年間総処理水量	252,000 m ³
(4)	一日平均処理水量	6 9 0 m³
(5)	主要な建設改良事業	
	イ 農業集落排水処理施設の機能強化	46,000千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 公共下水道事業収益 第1項 営業収益 第2項 営業外収益 第3項 特別利益			1,647,000千円 770,295千円 876,695千円 10千円
第2款 農業集落排水事業収益 第1項 営業収益 第2項 営業外収益 第3項 特別利益			113,900千円 26,634千円 87,264千円 2千円
第1款 公共下水道事業費用 第1項 営業費用 第2項 営業外費用 第3項 特別損失	支	出	1,587,000千円 1,347,910千円 238,590千円 500千円
第2款 農業集落排水事業費用第1項 営業費用			91,700千円 88,160千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 485,300千円は、引継金16,118千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,173千円、過年度分損益勘定留保資金457,754千円及び減債積立金9,255千円で補てんするものとする。)。

収 入 第1款 公共下水道事業資本的収入 第1項 企業債 第2項 他会計補助金 第3項 補助金 第4項 受益者負担金	1,040,700千円 619,800千円 308,537千円 6,500千円 5,863千円
第5項 繰入金	100,000千円
第2款 農業集落排水事業資本的収入	68,500千円
第1項 企業債	46,400千円
第2項 補助金	21,800千円
第3項 分担金	300千円
支 出 第1款 公共下水道事業資本的支出 第1項 建設改良費 第2項 企業債償還金	1,497,300千円 107,200千円 1,390,100千円
第2款 農業集落排水事業資本的支出	97,200千円
第1項 建設改良費	46,000千円
第2項 企業債償還金	51,200千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
流域下水道事業	30,200千円	証書借入	年利5.0%以内	
(建設負担金)	00,200111			先の融資条件による。
公共下水道事業	2.4 600壬四	借入時期は令和3	し方式で借り入れる	ただし、企業財政の都
(管渠布設・耐震化)	34,0001	年度とする。ただし	資金について、利率	合により据置期間及び
農業集落排水事業		工事の進捗状況等に	の見直しを行った後	償還期限を短縮し、若
(機能強化)	23,900千円	より起債の全部又は	においては、当該見	しくは繰上償還又は低
次十典亚洙ル集		一部を翌年度以降に	直し後の利率)	利に借り換えすること
資本費平準化債	502,500千円	一部を翌年度以降に繰り越して借り入れ		ができる。
下 水 道 事 業 債	75,000千円	ることができる。		
特別措置分	75,000千円			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、次のとおりと定める。

(1) 公共下水道事業

400,000千円

(2) 農業集落排水事業

40,000千円

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

- 第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
 - (1) 第1款公共下水道事業費用及び第2款農業集落排水事業費用の同一款内の間のうち第1項営業費用、第2項 営業外費用及び第3項特別損失に係る予算額に過不足を生じた場合における項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその 経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 25,616千円

(他会計からの補助金)

第9条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりと定める。

(1) 公共下水道事業 765,239千円

(2) 農業集落排水事業 23,986千円

(重要な資産の取得)

第10条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種類 名称 数量

(1) 取得する資産 構築物 公共下水道管渠布設(寺井町、湯屋町) L=210.0m

構築物 農業集落排水処理施設機能強化(鍋谷町、 N=1式

舘町)

令和3年3月4日提出

能美市長 井 出 敏 朗

議案第23号

令和3年度国民健康保険能美市立病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度国民健康保険能美市立病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は次のとおりとする。

(1)病 院

一般病棟 60床(内訳:急性期一般病床 25床、地域包括ケア病床 35床)

療養病棟 40床(内訳:介護療養型医療施設 12床、医療療養病床 28床)

入 院(年間)	31,257人	入 院(1日平均患者数)	85.6人
外 来 (年間)	55,292人	外 来(1日平均患者数)	206. 3人

(2)介護老人保健施設

入所定員(短期入所を含む)	74人	通所リハビリテーション定員	25人
入所者 (年間)	25,550人	入所者(1日平均利用者数)	70人
通所者 (年間)	4.096人	通所者(1日平均利用者数)	16人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(4又	入)	(支	出)
第1款 病院事業収益	2,032,000千円	第1款 病院事業費用	2,032,000千円
第1項 医業収益	1,622,864千円	第1項 医業費用	2,012,823千円
第2項 医業外収益	409,134千円	第2項 医業外費用	18,876千円
第3項 特別利益	2千円	第3項 特別損失	201千円
		第4項 予備費	100千円
第2款 介護老人保健施設事業収益	411,700千円	第2款 介護老人保健施設事業費用	444,000千円
第1項 営業収益	405,693千円	第1項 営業費用	436,386千円
第2項 営業外収益	6,006千円	第2項 営業外費用	7,613千円
第3項 特別利益	1千円	第3項 特別損失	1千円

(資本的収入及び支出)

第4項 寄附金

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	(収	入)	(支	出)	
第1款 判		202,625千円	第1款 病院事業資本的支出		257, 300千円
第1項	企業債	141,400千円	第1項 建設改良費		145,084千円
第2項	負担金	58,472千円	第2項 企業債償還金		112,216千円
第3項	補助金	2,752千円			

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額54,675千円は、過年度分損益勘定留保資金で補てんする。

1千円

(山又 入) (支 出)

第2款 介護老人保健施設事業資本的収入 第1項 寄附金

1千円 第2款 介護老人保健施設事業資本的支出 51,900千円

1千円 第1項 建設改良費

1,289千円

第2項 企業債償還金

50,611千円

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額51、899千円は、当年度分損益勘定留保資金24、527千円、減債積立金27、372千 円で補てんする。

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
(病院) 施設整備事業 医療機器整備事業	79,500千円 61,900千円	又は	利率見直し方式で借りる 場合は、当該見直し後の 利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合は、その債権者と協定するものとする。ただし、その債権者と市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用できる場合は、次のとおりと定める。

(1)病 第1項医業費用、第2項医業外費用、第3項特別損失

(2)介護老人保健施設 第1項営業費用、第2項営業外費用、第3項特別損失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費に流用し、又はそれ以外の経費の金額をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1)病 院	職員給与費	1,192,373千円	交際費	320千円
(2)介護老人保健施設	職員給与費	298,729千円	交際費	140千円

(他会計からの補助金)

第9条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりである。

第9条	一般会計からこの会	計~補助を受ける金額は、次の)とおりである。	
(1)病	院	459,272千円	救急医療の確保に要する経費	76,899千円
			医師等の研究研修に要する経費	1,924千円
			追加費用に要する経費	10,782千円
			児童手当に要する経費	7, 524千円
			基礎年金拠出金に要する経費	35,422千円
			医師確保対策に要する経費	7,721千円
			企業債償還利子に要する経費	2,29千円
			不採算地区病院の運営に要する経費	71,000千円
			高度医療に要する経費	32,308千円
			企業債償還元金に要する経費	58,472千円
			経営安定に要する経費	155,000千円

(たな卸資産購入費の購入限度額)

第10条 たな卸資産購入費の購入限度額は、次のとおりと定める。

(1)病 院 247, 131千円

(2)介護老人保健施設 18,893千円

(重要な資産の取得)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種類	名称	数量	備 考
建物附帯設備	手術室空調設備本館エレベータ改修工事	1式 1式	市立病院市立病院
器械及び備品	医事システム更新 生体情報モニター	1式 1式	市立病院 市立病院

令和3年3月4日 提出

能美市長 井 出 敏 朗